

聖籠町告示第六十二号

聖籠町発注工事に関する苦情処理要領を次のように定める。

平成二十年 九月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町発注工事に関する苦情処理要領

(趣旨)

第一条 この要領は、公正な競争の促進及び透明性の確保の観点から、聖籠町が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）の入札及び契約の過程に係る苦情処理に關し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第二条 前条に定める町発注工事とは、建設業法（昭和二十四年法律百号）第二条第一項に規定する建設工事であつて、かつ当該工事の予定価格が二百五十万円を超えるものをいう。

(苦情の申立ての要件)

第三条 次の各号に掲げる者が、それぞれ該当各号に掲げる事項について不服があるときは、苦情を申立てることができる。

一 一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされた者 当該入札の参加資格がないとされた理由

二 指名競争入札において、当該入札に係る建設工事の種類に対応する業種区分に登録のある有資格業者で、当該入札に係る発注金額に応じた等級の格付けを有する者又は当該入札において指名された者と同じ等級の格付けを有する者 当該入札において指名されなかった理由

三 随意契約の方法により行われた契約において、当該契約に係る建設工事の種類に対応する業種区分に登録のある有資格業者 当該契約の相手方に選定されなかった理由

四 最低制限価格を設けた入札において、当該入札に係る最低制限価格に満たない価格で入札を行った者 当該入札において落札者とされなかった理由

（苦情の申立て）

第四条 苦情の申立てをしようとする者は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める日までに、苦情申立書（別記様式第一号）により、町長に提出することにより行うものとする。

一 一般競争入札 参加資格がないとされた通知を受理した日の翌日から起算して五日を経過する日

二 指名競争入札 入札結果を公表した日の翌日から起算して五日を経過する日

三 随意契約 見積結果を公表した日の翌日から起算して五日を経過する日

（苦情の申立てへの回答）

第五条 町長は、前条の申立てがあつた場合は、同条各号に規定する期間の最終日の翌日から起算して七日以内に、苦情申立てに対する回答書（別記様式第二号）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他合理的かつ相当な理由があるときは、回答期間を延長することができる。

（苦情の申立ての却下）

第六条 町長は、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該申立てを却下することができる。

一 第三条に定める要件のいずれにも該当しないとき

二 第四条に定める方法によらないとき

三 その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとき

2 前項に定める却下は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して七日以内に、苦情申立却下通知書（別記様式第三号）により行うものとする。

（再苦情の申立て）

第七条 第五条の回答書を受理した者であつて、当該回答書の内容に不服のある者は、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、町長から第五条の回答書を受理した日の翌日から起算して七日以内に、再苦情申立書（別記様式第四号）により行うものとする。

（入札監視委員会における意見聴取）

第八条 町長は、前条の再苦情の申立てがあつた場合は、速やかに聖籠町入札監視委員会設置要綱（平成二十年告示第六十号）に基づく聖籠町入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（再苦情の申立てへの回答）

第九条 町長は、前条の規定により委員会の審議の結果を踏まえ、委員会から審議の結果を受けた日の翌日から起算して七日以内に、再苦情申立てに対する回答書（別記様式第五号）により回答するものとする。

2 前項の回答にあつて、再苦情の申立てを認めるときは、その旨及びこれに伴い町長が講じようとする措置の概要を付すものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第十条 町長は、再苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の規定にかかわらず、当該申立

てを却下することができる。

- 一 第七条第一項に定める要件に該当しないとき
- 二 第七条第二項に定める方法によらないとき
- 三 その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとき

2 前項に定める却下は、再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して七日以内に、再苦情申立却下通知書（別記様式第六号）により行うものとする。

（事務処理）

第十一条 この要領に定める事務は、入札及び契約を所管する課が行うものとする。

（期間の計算）

第十二条 この要領に定める期間の計算にあたっては、聖籠町の休日を含め定める条例（平成元年条例第二十八号）第一条第一項に規定する休日に該当する日を除くものとする。（苦情及び再苦情の申立ての効力）

第十一条 苦情及び再苦情の申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成二十二年聖籠町告示第十七号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行し、平成二十二年五月一日以降に入札を行う工事又は測量業務について適用する。